

| 質問事項                     | 質問要旨  |
|--------------------------|---|
| 8番 竹川 増 晴                |   |
| 1 会計年度任用職員の処遇改善について      | <p>精華町臨時職員労働組合は、10月31日、町に要求書を提出しました。本町では正規職員よりも会計年度職員任用職員のほうが多く、全国平均よりも比率は高くなっています。会計年度任用職員の力なしに本町は回らないのが現状であり、処遇改善は喫緊の課題です。今年10月に自治労連が行った「会計年度任用職員」へのアンケートでは、多くの人がやりがい、誇りを持って仕事に取り組んでいることがわかります。一方、年収では6割の人が200万円未満です。「主な家計維持者」が「自分」であると回答した人の約9割が300万円未満です。このような状況を踏まえて伺います。</p> <p>(1) 正規職員と同じように働きながら賃金に差があります。組合からの要求書にもあるように大幅な賃金の底上げを考えていますか。</p> <p>(2) 会計年度任用職員には勤勉手当がありません。大阪市などではその分期末手当を引き上げています。期末手当などを引き上げることは考えていますか。</p> <p>(3) 時間給計算の1級職員については時給1500円にすることは考えていますか。</p> <p>(4) 福利厚生も正規職員と随分と差があります。正規職員に近づける努力を考えていますか。</p> <p>(5) 会計年度任用職員の計画的な正規職員化を考えていますか。</p> |
| 2 全ての小・中学校での35人学級の実現について | <p>OECD（経済協力開発機構）加盟国38か国の中で教育への公的支出の対GDP比では、日本は37位です。昨年度から、日本ではようやく小学校での35人学級が5か年計画で実現しました。欧米では20人学級が当たり前です。小学校の35人学級は学年進行で段階的に適用され、2020年現在では3年生までが35人学級になり、小学校全学年で35人学級が実現するのは2025年度になります。子供たちの多様化、新型コロナウイルス感染症、GIGAスクール構想によるICT等を活用した教育の現状を考えたとき、少人数学級、とりわけ中学校までを含めた35人学級を早期に実現することが求められています。本町では「京都式少人数教育」を活用しながら、令和4年度の学級編成が行われました。その結果、小学校で36人以上のクラスは東光小学校の5年生1クラスのみです。中学校では、精華中学校で2クラス、精華西中学校で8クラスあります。小学校で少人数学級を経験した児童が中学校で40人学級を</p>  |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | <p>経験するということは何としても避けるべきです。これらのことを踏まえて以下のことを伺います。</p> <p>(1) 中学校を含めて少人数学級、とりわけ35人学級を早期に実現させる考えを持っていますか。</p> <p>(2) 小学校高学年での教科担任制が今年度から本格的に始まりましたが、小学校では担任が全教科を指導するのが基本になっています。一方、中学校では教科担任制のため、中学校での35人学級は小学校とは異なる事情があります。その為中学校での35人学級の実現のためには「京都方式」だけでなく町独自で教員を採用し、追加配置（加配）する必要があります。人口1万6000人の大山崎町ではすべての小中学校で35人学級を実現していますが、町独自で予算を組み、教員を採用しています。本町でも十分可能なことです。教育にはもっとお金を使うべきです。大山崎町にならない、町独自に加配することの予算をつけることを考えますか。</p>   |
| <p>3 国保税の軽減及び「均等割」の未就学児の全額補填について</p> | <p>令和3年度の国保会計が約1億6千万円もの黒字を出しました。原則として黒字が出れば、加入者負担を軽減するのが、本来の保険制度のあり方です。黒字額の全額を財政調整基金に入れるというのは原理原則からはずれていると言わざるを得ません。</p> <p>また、高すぎる国民健康保険税の中で、「人头税」のような「均等割」や「平等割」は「協会けんぽ」など他の保険にはなく、すぐに廃止すべきものです。私は昨年9月会議で、国保税の「均等割」は子供が生まれ、家族が増えるほど重くなり、子育て世帯を直撃し、少子化対策にも逆行するものだと言いました。今年4月から、小学校入学前の子供の「均等割」については、2分の1を公的負担することになりました。子供が小学校に入学すると途端に「均等割」が跳ね上がってしまいますが、一歩前進ではあります。人口3万8千人の滋賀県米原市では、子育て応援事業として、今年4月から国民健康保険加入の18歳以下の均等割をゼロにしました。正確に言いますと、国の「コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当して、応援金を支給するものです。米原市長の「前向きな対応をしたい」という答弁から実現したものです。そこで伺います。</p> <p>(1) 国保会計黒字分のうちから国保税軽減に回すことを検討できますか。</p> <p>(2) 「均等割」の未就学児の全額補填について前向きに対応はできますか。</p> <p>(3) 交付金を使うやり方などを検討できますか。</p> |

| 質問事項                | 質問要旨   |
|---------------------|--|
| 9番 松田孝枝             |  |
| 1 デジタル改革と個人情報保護について | <p>2020年、政府は「世界最先端デジタル国家創造宣言官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、とりわけ公的部門のデジタル化が課題だとし、2019年12月に新型コロナウイルスが確認されて以降、その動きを加速化している。</p> <p>2020年9月にデジタル庁が発足、2021年には「デジタル改革関連法案」が同年5月に施行された。</p> <p>行政のデジタル化は、第1期（2000年～2003年）はインフラ整備、第2期（2003年2010年）利活用促進、第3期（2013年～現在）として官民データの利活用社会を目指すとして進められている。</p> <p>2013年に「行政手続きにおける特定の個人の識別をするための利用等に関する法律（番号法）」が施行され、住民票を持つ日本国内の全住民に12桁の番号が付番された。</p> <p>一方、個人情報保護条例は地方自治体が先行して制定を進めてきたが、自治体の情報システムの標準化と規格化が必要とされ、2015年に改定、今、さらなる改定が進められている。</p> <p>マイナンバー記載のICチップ（マイナンバーカード）の普及を目指して、2度にわたってマイナポイント事業が実施され、2021年度補正予算は1兆8000億円と言われている。キャッシュレス事業者がこぞってキャンペーンを展開している。</p> <p>さらに、本年10月13日、デジタル大臣は「マイナンバーカードと健康保険証を一体化し2024年秋までに保険証を廃止する」方針を表明した。今後、運転免許証との一体化も予定されている。</p> <p>健康保険証の一体化については、保険医団体などのアンケートによれば、70%が反対を表明している。その主な理由は「マイナンバーカードに不慣れな患者への窓口対応の増加」「システム不具合時の診療継続が困難になる」「単身高齢者等への対応の不安」をあげ、医療現場に混乱と困難をもたらすのではと懸念している。また、住民の方からは「まだ、カードをつくってないけど、どないしよう」など不安の声が寄せられている。</p> <p>保険証廃止に関していえば、11月2日、経済財政諮問会議の席上で経団連会長が「マイナンバーの利活用を前提とした社会保障の『給付と負担』の制度改革」を提言したが、マイナンバーに紐づけされた個人資産、生活スタイル、医療や介護の保険料負担やサービスの受給状況など、国が個人単位の社会保障サービスの給付を管</p> |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | <p>理することが懸念される。</p> <p>その上、個人情報保護についても一元化されようとしている。そこで、具体的に問う。</p> <p>(1) マイナンバーカードと健康保険証を一体化することについて、「番号法」は任意だが義務化となるのか。本町の基本的認識と課題。</p> <p>(2) 未登録者への対応はどうするのか。</p> <p>(3) 個人情報漏洩やシステム不具合時などトラブルへの対応策。</p>  |
| <p>2 町・教育委員会<br/>「後援事業」について</p> | <p>9月会議一般質問で「教育委員会後援事業についての判断基準」について問い「精華町教育委員会の後援等に関する取扱い基準」を定め「公序良俗に反するもの、特定の宗教又は政治のための運動、青少年の健全な育成を阻害するものであったり、営利を目的とするものは後援できない」との答弁を得た。また、「必要なチェックはしている」旨の答弁もあった。</p> <p>幅広く自主的な活動を支援していくことは、社会教育的視点からも重要である。</p> <p>上述した判断基準の大前提は憲法だと認識するが。現行の後援事業のなかで、不適切な事業があるのではと危惧する。そこで問う。</p> <p>(1) 公益財団法人モラロジー道德教育財団の後援事業は長期にわたるが、憲法に照らし妥当か。</p> <p>(2) 当該教育財団が提唱する「最高道德」が、道德教育に関与或いは影響を及ぼしていないか。</p> |

| 質問事項      | 質問要旨  |
|-----------|---|
| 6番 青木 敏   |   |
| 1 集会所について | <p>集会所運営補助金交付がわかるもの（直近2年・いこいの家）として情報公開請求をしたら、「公文書不存在」当該補助金を指定対象に交付した事実がないためとの通知をもらった。その後、今度は、集会所運営補助金の申請書（直近5年分 北稲、東畑分）を情報公開請求したら、同じように「公文書不存在」で理由として「当該補助金に関しては、実態的に区立集会所及びマンション集会所に対してのみ補助を実施しているものであり、町立集会所については集会所等管理委託契約により対応していることから、直近5年で当該補助金申請書の提出を受けた事実がないもの」として「集会所等管理委託契約書」（北稲、東畑分）と支出命令書の写しが添付されてきた。</p> <p>6月会議でこのことで「いこいの家」についての一般質問を行ったが、「集会所等管理委託契約書」の作成（存在）理由が納得できないのと、もうひとつ、北稲八間には二つの集会所があるとの答弁があり、集会所が二つあるのは普通ではないとの違和感があったので調べてみた。以下の2点を問う。</p> <p>（1）集会所等管理委託契約書について（資料は令和2年）</p> <p>① 以前の一般質問と同じであるが、改めて問う。「集会所等管理委託契約書」の根拠となる条例や規則はあるのか。</p> <p>この分の支出命令書では、経費項目は集会所管理事業で町立集会所管理委託となっている。決算書の農事作業所、農業施設管理促進事業には支出の記載（北稲八間、東畑）はない。ひとつの経費項目なのに管理委託契約書にわざわざ二つを記載する理由が今もわからないし、理解できない。</p> <p>② 支出命令のもとになる支出負担行為伝票には、「地区集会所管理委託契約（地区集会所、下狛会館）」と「集会所等管理委託契約（東畑、北稲八間）」があった。東畑、北稲八間分は以前に情報公開請求して確認を行ったが、今回初めて他の地区集会所も同様に「地区集会所委託契約書」を取り交わしていることがわかった。この管理委託契約書には農事作業所の記載がないだけの違いなのか。</p> <p>③ 「集会所等管理委託契約」と「地区集会所管理委託契約」の管理委託金、28500円は自治会が請求を行うとある。これは管理委託契約書の取り交わしとは別に自治会から請求するという事なのか。どのような請求書を使うのか。</p> |

(2) 二つの集会所とする理由は

- ① 北稲八間には二つの集会所があるとのことであるが、「地区集会所の設置及び管理に関する条例」の別表には「北稲区民いこいの家」しか記載されていない。農事作業所の使用実態は集会所として利用されているとのことであるが、条例の別表には記載されていない。記載のない農事作業所を集会所と同じ扱いにすることができるのか。
- ② 令和3年12月会議一般質問の答弁で「建物の維持管理に必要な費用としての保険料、各種点検費用などがあり、詳細の算定は行っておりませんが、いこいの家と農事作業所の2施設を統合することにより、経費面においては単純計算で半分となり、それ以外でも修繕費が軽減される」とのことである。集会所ではない農事作業所にこれらの支出を行ってきたということが、適切な支払いなのか。農事作業所の設置及び管理に関する条例、規則には維持管理に必要な費用としての保険料、各種点検費用、修繕費の負担などの記載はない。
- ③ 集会所の管理委託費は、管理運営する北稲八間の自治会に28500円が支払われている。この28500円は、「北稲区民いこいの家」にいくら、農事作業所にいくらとの内訳があるのか。
- ④ 自治会に、28500円以外に他の費用を負担しているのか。令和2年度の北稲八間区の収支決算書には記載はないようである。「二つの集会所がある」とした理由を改めて問う。

| 質問事項                                     | 質問要旨  |
|--|---|
| 10番 村田周子                                 |   |
| 1 本町における大阪・関西万博2025の開催について               | <p>令和4年9月会議の一般質問において、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマの大阪・関西万博2025の開催は停滞した日本社会を見つめ直す機会と考え、精華町を全世界にアピールする良い機会と思い「本町における大阪・関西万博2025」について質問しました。</p> <p>そこで、その後の進捗状況等をお伺いします。</p> <p>(1) 大阪・関西万博2025の「仮称けいはんな万博」の進捗状況は。</p> <p>(2) けいはんなアバターチャレンジのプレ大会が開催されると伺っていますが、開催概要と行政・関係機関とのかかわりは。</p>   |
| 2 本町の防災について                              | <p>近年の気候変動に伴い、今まで経験しなかった災害が日本中に発生しています。災害の発生を完全に防ぐことは困難です。したがって、災害の被害を最小限にして、迅速な復興・復旧につなげるため、総合的な防災対策が必要なことはいまでもありません。</p> <p>本町においても災害対策基本法に基づき総合的な対策を行う「精華町地域防災計画」に基づき、「避難行動計画」が策定中です。</p> <p>本町の防災計画の見直しとして資料編の検討が進んでいると聞き及んでいます。資料編では避難場所や避難経路について住民に直接関係する施設の指定がなされると考えています。</p> <p>そこで、その指定の進捗状況等についてお伺いします。</p> <p>(1) 避難所の指定の考え方は。</p> <p>(2) 避難経路の指定の考え方は。</p> <p>(3) 地域防災力は消防団、自主防災組織の充実によるところが大きいです。消防団、自主防災組織の現状は。</p> <p>(4) 今年9月4日、本町で行われました京都府総合防災訓練における今後活かせる成果は。</p> |
| 3 介護予防サポーター(すてき65メイト)養成及び体操の居場所づくり事業について | <p>すてき65メイト(介護予防サポーター)は介護予防養成講座を受講し、地域で主体的に介護予防のサポーターとして活躍しています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(1) 令和3年6月会議、令和4年6月会議・9月会議で質問しました精華町介護予防サポーター(すてき65メイト)養成講座の再開の予定は。</p>   |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <p>4 コロナ禍での子どもたちの遊び場の確保と安全性について</p> | <p>令和3年6月会議・12月会議、令和4年3月会議の一般質問において、本町の各小学校で、現在、使用できない遊具の名称・基数や危険な遊具は何年度にどこの小学校のどの遊具を撤去していくのかを質問しましたが、今年度の遊具の撤去等についてお伺いします。</p> <p>(1) 令和4年3月会議一般質問時点で、本町の各小学校での使用できない遊具の名称と基数は、精北小学校・山田荘小学校が登り棒各1基、精華台小学校が大型複合遊具1基、東光小学校は4基あり、大型複合遊具1基、滑り台1基、ブランコ1基、ジャングルジム1基でした。</p> <p>今年度の各小学校で使用できない遊具・危険な遊具の撤去状況は。</p> |
|-------------------------------------|--|

| 質問事項      | 質問要旨   |
|-----------|--|
| 7番 山本清悟   |  |
| 1 不登校について | <p>本町教育委員会発行の令和4年度教育要覧では、学校教育指導の重点項目第2項の未来を生き抜く子どもの育成の取り組みの中で「不登校の未然防止と課題の解決に向けた取り組みを家庭や関係諸機関と連携して総合的に推進する。個々の事象においては、校内の教育相談機能を生かし、スクールカウンセラーや、まなび・生活アドバイザーの活用など状況に応じた効果的な対応を組織的に行う」と記述している。</p> <p>文部科学省初等中等教育局から、令和4年10月27日に、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する全国の調査結果が出された。</p> <p>調査結果によると、小中学校の不登校は全国的に平成24年度から徐々に増え始め、コロナ禍では件数が急激に増え、令和3年度は発生率でみると小学校が1.30%（77人に1人）、中学校が5.00%（20人に1人）で、学年別不登校児童数は、小学校から中学校3年生の高学年に向けて増加傾向にある。</p> <p>本町の発生率は、小学校が0.56%（178人に1人）、中学校が4.06%（25人に1人）の割合となっている。令和4年度の9月現在数は、小学校14人、中学校42人と3年度の不登校総数以上となっている。そこで本町事案について問う。</p> <p>(1) 不登校数の増加傾向を要因・原因別にどのように分析しているのか。</p> <p>① 発生要因として考えられる「学校に係る要因」「家庭に係る要因」「本人に係る要因」に分類されるが、それぞれの件数と傾向は。</p> <p>② 発生が想定される各要因状況下における個々の事象に対する件数と傾向は。</p> <p>(2) 「不登校の未然防止と課題の解決」に向けた取り組みを推進してきているが、小中学校の各課題と事象に対する解決にどう取り組んできたのか。また、具体的な未然防止の取り組み内容は。不登校解消へのそれぞれの効果は。</p> <p>(3) 不登校はじめ問題事象に係る相談体制は問題事象解決の重要な役割を果たすと考えられているが本町の体制は。またその体制は十分か。体制強化の必要性はないのか。</p> <p>(4) 児童生徒が不登校になった場合、学校以外の場での学習等に対する支援方法と本町で適用した支援策は。</p> |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>(5) 不登校児童生徒が不登校を継続する選択肢は。その指導方法の内容と本町の実例は。</p>   |
| <p>2 PTAについて</p> | <p>9月会議の一般質問でPTAの加入に関して、教育委員会として「PTAの加入が保護者の任意意思によるものである」という説明が必要である」との見解を示され、「今後、各PTAにおいて検討がなされるべき課題と考えている」と答弁された。他のPTA関係の答弁内容を含め下記の項目について問う。</p> <p>(1) 検討課題としてどう対応されたのか。</p> <p>(2) PTAを指導できないとの答弁であったが、教育委員会の事務分掌に、生涯学習課社会教育系の業務内容に「社会教育関係団体の指導育成に関すること」とあるが、PTAはここで記述している社会教育関係団体に当てはまらないのか。</p> <p>(3) 学校の先生が加入している社会教育関係団体のPTAが組織の趣意から外れて活動している場合、コンプライアンスの観点から先生に対してPTAの本来のあるべき姿を伝え改善させられないのか。</p> <p>(4) 校長がPTAに加入していると答弁があったが、学校を管理運営する校長が、管理職の立場でPTAの会合などでいろいろなことを発言し行動を求めることは、結果的に、PTA活動の自主性を損ない、介入することになると懸念するが問題はないのか。本町の考えは。</p> |

| 質問事項                      | 質問要旨  |
|---------------------------|---|
| 15番                       | 森田喜久  |
| <p>1 地域コミュニティの活性化に向けて</p> | <p>本町の将来を見据えた、地域コミュニティ問題について質問します。</p> <p>地域コミュニティは以前であれば、各地域で、自治会が中心となり、夏祭り・運動会・敬老会・清掃活動等の機会で地域の皆さんが、集い交流を深めることが出来ましたが、近年は各種イベントが少子高齢化に伴い縮小減少にあります。</p> <p>自治会自体が全国的に課題になってきていますが、本町では、最近まで、まちづくり条例があり、少しでも地域の活性化のために助成措置がされてきました。しかし、条例改正され身近な取り組みに対しては助成されなくなり、基本的には法的なことに対する補助ということになりました。</p> <p>特に高齢化が進む地域では、朝、小学校高学年、中・高校生等が近所の人々に声をかけ、ごみ出し活動をするボランティアなどを編成し、活動をした場合古紙回収のように、自治会などを通じ、その活動団体に助成措置を考えることはできないか。</p> <p>今一度、各自治会及び各種団体の取り組みを把握して町として助成する事業があるかどうか検証することも必要と思うがどうか。</p> <p>助成することで地域コミュニティの活性化の一因となるのではないかと考える。町としての考え方を伺う。</p> |

| 質問事項           | 質問要旨   |
|----------------|--|
| 14番 岡本篤        |  |
| 1 部活動の地域展開について | <p>6月にスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する提言が出されました。同様に、8月には文化庁から文化部活動の地域移行に関する提言が出されました。</p> <p>これによりますと令和5年度から、つまり来年度から3年間かけて中学校の部活動を、まず休日の部分について地域移行していくという内容であります。学校の部活動を、来年度からの3年間で期間として、まずは休日の部活動を地域に移行する、そしていずれは平日の部活動も移行していくというプランです。</p> <p>この地域移行には、大きく2つの目的があります。</p> <p>第1に少子化の影響を避けるためです。</p> <p>今からどんどん少子化が進んでいきますと今のままの部の数では立ち行かなくなります。文部科学省の「学校基本調査」をみますと公立中学校の生徒数は、最も多かった昭和61年のおよそ589万人から令和3年にはおよそ296万人とほぼ半減しており、それに伴って学校や教員の数も減少しています。持続可能な形を考えると、学校で行うことを当たり前とせず、地域で行っていくことも視野に入れて考えていくことが必要だということです。</p> <p>第2に教員の働き方改革があります。</p> <p>日本の教員は世界一長時間労働していると言われていています。文部科学省の「教員勤務実態調査」によりますと、平成28年度の調査では、中学校の教員の時間外勤務は1カ月で100時間近くに及んでいて、特に土日の部活動の指導をしている時間は、10年前と比べてほぼ倍増し、時間外勤務の大きな要因となっていると指摘されています。これから、部活動の地域展開を進めていくためには、学校や教育委員会だけでは難しい面があります。</p> <p>そこで精華町全体として、まちづくりとして、子どもたちのスポーツや文化活動を活性化し盛り上げていく、そのような観点に立って、部活動の地域展開を進めていく必要があると考えます。</p> <p>そこで次の点について伺います。</p> <p>(1) 現在の教育委員会での検討状況と今後のスケジュールをお伺いします。</p> <p>(2) 部活動の地域移行を進めるうえで、本町の課題を伺います。</p> |
| 2 児童虐待について     | <p>児童虐待に関しては、記憶の新しいところでは、ことし6月、大阪富田林市の団地で2歳の女の子の手足を縛り部屋に置き去りにし</p>   |

て熱中症で死亡させた事件がありました。これだけ児童虐待が社会問題化していても、いまだになくなりません。虐待を世界からなくすためにはどうしたら良いのか、全ての大人が考えなければいけないのではないのでしょうか。

子どもたちを取り巻く環境、また社会情勢も激しく変化しています。核家族が増加し、地域とのかかわりが減少する中、現在では、多様性が尊重され、家族のあり方、構成も変化してきています。

その中で、行政がどこまで関わるのかなどの難しい課題は多く残ってはいますが、第一に考えるべきは子どもの命であることに変わりはありません。

これまで児童虐待防止のために、国において種々の対策が講じられ、法の整備も整えられてきたところですが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、令和3年度には全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えており、京都府においても児童虐待相談対応件数が、2576件（京都市除く）と前年を超え増加している状況です。また、虐待による死亡事例の約50%は0歳代と聞いています。

そのような子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、さらなる虐待対応への対策のために令和4年6月に児童福祉法が改正されています。

改正内容として子育て世帯への支援体制の強化・事業を拡充するために「こども家庭センター」の設置など、母子保健と児童福祉の一体的な支援による、全ての妊産婦や子育て世帯への包括的な支援を行うことや、一時保護の適正性や手続の透明性の確保に向けて、一時保護開始時の判断に関して司法審査など児童相談所の措置関連も改正されています。本町においても、子育てに困難を抱える世帯が増加し、児童虐待の相談対応件数も増えていると聞き及んでいます。

そこで次の点について伺います。

- (1) 本町の直近の虐待の種類別の件数と相談通報の件数、そして相談経路の動向を伺います。
- (2) 虐待相談に対応していく体制と専門職のかかわりや連携を伺います。
- (3) 虐待対応や虐待の未然防止の課題と取り組みを伺います。

| 質問事項         | 質問要旨   |
|--------------|--|
| 19番 佐々木 雅彦   |  |
| 1 防災について     | <p>(1) 火災など発生時の局地的情報の発信<br/>11月に祝園地区で火災が発生した。SNS上では、「方向から駅の近く」「町の東側が赤々と燃えている」など飛び交っている一方、公式な情報はなく噂状態でした。番地まで確定するか否かは検討するとして、火災も局地的ではあるものの「災害」であり、正確な情報提供を提案する。</p> <p>(2) 9月会議における「ないよりまし」発言など、危機管理の基本的意識を問う。<br/>危機管理の基本的姿勢は、万一を想定し、混乱の中で正しい情報を、適切な方法で提供するとともに、人材を活用した対応も求められる。平時でも、「認識しにくい」としつつ、「ないよりまし」との認識は、その範疇から逸している。見解を問う。</p>   |
| 2 環境と福祉について  | <p>(1) PFAS（人工有機フッ素化合物）の検査や扱い<br/>全国的に軍事施設の周辺で、高濃度な汚染が発覚している。ドイツをはじめヨーロッパやアメリカでは、基準を作成するとともに、厳しい対応を始めている。沖縄で顕在化している主因は「泡消火剤」でもある。本町での使用実態と水道水などの混入調査はされているのか。テフロン加工など一般家庭にも原因物質がある。注意喚起の取り組みを問う。</p> <p>(2) 補助犬の対応<br/>いわゆる補助犬法が施行されて久しい。町内の公共公益施設・物販店・飲食店などでの受入れ状況と表示は、どこまで普及しているのか。さらには、対策を問う。</p> <p>(3) 太陽光発電の推進と規制<br/>再生エネルギーの普及は促進されるべきものだが、一方で自然環境や住民生活を脅かす事態も、全国的には発生している。この間も、必要性は認めつつ具体化されていない。法令は、原則不遑及であり、事例が発生してからの対応では時機を逸する。再度、取り組み姿勢とスケジュールを問う。</p> |
| 3 住民利用施設について | <p>この間、本町の住民利用施設の料金改定時に、町外利用者との格差をなくした。その際の議論にもあったが、図書館利用同様、近隣自治体との「相互主義」の立場で、調整すべきである。特に、今年度末で、木津川市にある相楽会館の貸館利用を停止するとしており、</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
|                           | <p>相楽圏内で誰もが同条件で利用できなくなる。過去には、高の原にある奈良市北部公民館の利用なども意見が出されている。</p> <p>具体的取り組み姿勢とスケジュールを問う。</p>  |
| <p>4 町長発言の確認<br/>について</p> | <p>9月会議の佐々木一般質問に、水道の広域化は、「現時点では反対」と表明された。11月10日の京都府水道事業広域的連携推進協議会においての町長発言が、マスコミなどで報道されているため、確認する。</p> <p>① 資材の共同発注など「広域連携」には、前向き。</p> <p>② 施設の統廃合を伴う「経営統合」や「企業団化」は、効果や課題が不明で、現時点では反対である。</p> <p>③ ②を具体化するには、長い時間を要すると認識している。</p> <p>④ 最終的には、それらの結果を見て判断する。</p> <p>という認識と理解してよろしいか、確認する。</p> |

| 質問事項           | 質問要旨   |
|----------------|--|
| 1 番 大 野 翠      |  |
| 1 女性の健康づくりについて | <p>日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会は、産婦人科医が女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目指し、3月3日ひな祭りを中心に、3月8日国際女性の日までの8日間を「女性の健康週間」と定め、2005年にその活動を開始しました。</p> <p>2008年からは、厚生労働省も主唱する国民運動として、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、国や地方公共団体、関連団体が一体となり、さまざまな活動を展開しています。「女性の健康週間」の実施にあわせ、特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと～婦人科って何するところ？～」を作成し、婦人科のことについて詳しく知ることができるサイトとなっています。</p> <p>各自治体では、女性特有の健康課題について、子宮頸がんや乳がん、女性に多い大腸がんなどの検診受診を呼びかけるキャンペーンや、マタニティ講座や乳幼児健診、無料の健康相談などが開催されています。また、女性の健康に関して、多くの人に関心を持ってもらうために、著名人がSNSで子宮頸がん検診の受診を呼びかけたり、マンガで女性の健康を解説したWEBサイトの運営を行ったりするなど、様々な取り組みが行われています。</p> <p>企業では、期間中に女性に対してヨガやエクササイズが無料になるイベントを開催したり、著名人や医師などを話し手に迎え、女性の健康をテーマにしたトークセッションをオンラインで配信したりと、女性のヘルスリテラシー向上を支援しています。</p> <p>そこで、本町での「女性の健康づくり」の取り組みについて伺います。</p> |
| 2 生理の貧困について    | <p>昨年、全国的にも広がった「生理の貧困」問題から1年以上経過し、内閣府男女共同参画局が2021年5月19日時点で発表した「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組「第1回調査」の結果から、2022年7月1日時点の「第3回調査」の結果では、「生理の貧困」に係る取組を実施している（実施した・実施を検討している）ことを今回把握した地方公共団体の数は255団体から715団体に増えました。調達元として、初めは防災備蓄が184件、予算措置（予備費の活用も含む）55件、企業や住民等からの寄付44件だったものが、第3回目には予算措置が最も多くなり、次いで防災備蓄、企業や住民等からの寄付が多くなっています。配布場所</p>   |

としては、学校のトイレに設置している取組や、相談者への配慮として専用の意思表示カードやスマートフォンの画面を提示することで声を出さずに受け取れるといった取組を行う地方公共団体が増えました。また、生理用ナプキンのみならず、生理用ショーツの提供をしている地方公共団体もみられました。困っている人たちの声により、全国的に生理の貧困に対して取り組んでいる自治体が1年間で約3倍に増えました。

本町においては、2021年6月24日から、京都大和の家、精華町社会福祉協議会、精華町役場人権啓発課の3ヶ所で約500セットの無償配布を実施し、2022年には配布場所に「ここらく」も加わり、町内4ヶ所の無償配布を実施しています。配布時間も、初めは平日のみでしたが、「京都大和の家」の協力により、土曜日、日曜日午前10時から正午、午後1時から4時の受け取りも可能となりました。

町内の小中学校では、子ども達にアンケートを実施したり、町内全中学校の女子トイレ等に生理用品を設置したりと、困っていても声をあげにくい子ども達にも寄り添った取り組みをしています。

そこで、伺います。

- (1) 4ヶ所の配布場所や学校での配布状況について
- (2) 今後の取り組み方について

| 質問事項                           | 質問要旨   |
|--------------------------------|--|
| 20番 内海 富久子                     |  |
| 1 不在者投票の利便性の向上と投票しやすい環境整備について  | <p>(1) 不在者投票用紙のオンライン請求について</p> <p>住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に転居した人が、滞在地で投票する場合の不在者投票は、選挙人名簿に登録されている市町村に投票用紙を請求する申請書を郵送する必要がある、封筒や切手の準備など手間と時間がかかります。滞在地での不在者投票用紙と投票用封筒の請求がマイナンバーカード（マイナカード）を利用して、パソコンやスマートフォンからオンライン申請ができます。投票用紙のオンライン請求は2016年、総務省が省令を改正したことによって可能となりました。このシステムを導入するかどうかは各市町村の判断に委ねられています。投票しやすい環境と利便性向上の観点から、次の点を伺う。</p> <p>① 本町における不在者投票の方法と状況は。</p> <p>② マイナポータルを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入について本町の考えは。</p>   |
| 2 妊娠・出産から切れ目ない子育て支援のさらなる充実について | <p>コロナ禍や核家族化により、育児の不安を抱え込みながらも孤立を深める“孤育て”家庭は増えている。妊娠期から子育て家庭に寄り添い、産後、育児期も途切れることなく寄り添う伴走型の相談支援の充実が重要である。</p> <p>国の総合経済対策には「全ての妊婦・こども・子育て世帯に対する支援を充実させる」と明記。「支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時に計10万円相当を給付する経済的支援の実施が盛り込まれた。地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する」とした。政府は、今月8日に閣議決定した2022年度第2次補正予算案に「出産・子育て応援交付金」として1267億円を計上。さらに、23年度予算でも必要な措置を講じて継続的に実施していくとしている。これに関連して本町の事業のさらなる充実を求め次の5点を伺う。</p> <p>(1) 産後ケア・産前産後ヘルパー派遣の充実を。</p> <p>コロナ禍の影響により、親族や友人にも頼れないなど、妊産</p> |

婦の産前産後の不安感・負担感の増大による産後うつ等で孤独・孤立化させないための未然防止の取り組みが一層重要です。産後ケア事業においては、予算や人員確保、受け入れ施設などの課題を抱え、導入できない自治体もある中で、本町では平成30年度には母子健康包括支援センターの設置、令和2年より産後ケア事業として、産後1年未満の母子を対象に、また、今年度から産前産後ヘルパー派遣事業の支援を実施しているところです。今後、さらに利用しやすい事業展開が求められます。

① 産後ケア事業の宿泊型、日帰型、訪問型の利用状況は。

② ヘルパー派遣事業の利用状況は。

③ 利用しやすい料金設定で負担軽減策を。

(2) リトルベビーハンドブック（低出生体重児の成長記録）作成を。

1500グラム未満で生まれた赤ちゃんとその親のために特別に作られた手帳で、全国に先駆けて導入された静岡県や、岐阜県、福岡県など6つの県ですでに活用されている。母子手帳に記載された成長曲線や月齢ごとの発達の目安と成長の過程が違うため、記録ができず、小さく産んでしまったことへの心理的な不安や負担を抱えていることが多く、母子手帳のサブブックとして「リトルベビーハンドブック」の作成が新しい取組として広がりつつある。本町の認識と作成についての考えを伺う。

(3) 妊婦健診・出産時の交通費助成を。

町内においては、産婦人科医療機関がないため、町外へ通院することで身体の健康管理と妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減のために交通費の助成について、本町の考えを伺う。

(4) 乳幼児用品貸し出し「にこにこ子育て応援事業」の申請期日の改善を。

本町は、経済的支援として、これまで貸出品目を拡充されて、住民の方には感謝の声もお聞きします。出産は予定日があっても、突然という場合もあるため余裕をもって申請して準備しておきたいとの声もある。本町の貸し出し要件と利用状況を伺う。

(5) マイ保育所サポート事業（一時預かり）の利用促進を。

家庭で子育てを行う保護者を登録し、生後6か月から3歳未満までの子を対象に、子ども一人年度内2回、土曜日のみ無料で4時間、一時預かりを行っている。更なる充実が求められている。本町の利用状況、課題を伺う。

| 質問事項                  | 質問要旨   |
|-----------------------|--|
| 2番 岡田三郎               |  |
| 1 地域共生社会に向けた包括的支援について | <p>私たちを取り巻く社会は、少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に直面すると共に、単身世帯の増加など家族の在り方や地域のつながりの希薄化など、地域社会が変化してきている。そんな中、いわゆる「8050問題」やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化してしている。また、近年のコロナ禍において、もっとも打撃を受けたのは、非正規雇用者、フリーランス等の不安定労働者、ひとり親世帯など低所得世帯である。そうした就労や雇用において不利益な立場にある社会的弱者は、世帯のなかで、高齢者や子供に様々な形で連鎖する状況になっている。高齢福祉の観点からは、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づき、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、介護サービス需要の多様化や認知症の人の増加も見込まれている。</p> <p>こうした状況下、2020年に地域共生社会に向けた社会福祉法の改正が行われた。この改正法では、地域福祉の推進に関する事項、地域共生社会の理念に関する事項、重層的支援体制整備事業に関する事項に関しての基本指針の見直しが行われた。</p> <p>爽風会として、本年11月「令和5年度予算編成要望書」において、「高齢者、障がい者、社会的弱者等に寄り添った相談対応と支援体制の更なる充実」も要望しております。本町の「地域包括ケアシステム」における事業の現状と、社会福祉法の改正における基本方針の考え方を踏まえ、取組について問う。</p> <p>(1) 「包括的相談支援事業」について</p> <p>SDGsの目標にもある「誰一人取り残さない」を具現化するためには、「断らない相談支援」として属性や年齢を問わず相談を受け止め、関係機関と連携し協議を進め支援することが、包括的支援事業の主眼である。</p> <p>① 本町は、「地域包括支援センター」が主体となり「絆ネット構築支援」等を通して相談支援を行っているが、その相談が個々人の支援に結びついた実績成果は。</p> <p>② 個人や世帯が抱える問題が複雑化・複合化している中で、多機関協働の支援体制の整備は。</p> <p>③ 支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人に対する行政や支援機関の積極的な働きかけによって情報・支援を届けるプロセス、いわゆる「アウトリーチ」を行うためには、そういう支援の必要な方を見つけ出す必要がある。</p> |

介護認定を受けておられないが認知症状がみられる高齢者や、引きこもりの方の家庭等を見つけ出す施策や支援の取組は。

(2) 「地域づくり事業」について

地域で実施されている個別の地域活動や居場所の取組み、それらに取り組む者を把握し、「人と人」「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートの役割が求められる。

① 高齢者の介護関係では、地域の実情を踏まえた、一人一人に寄り添う地域デザインが重要という観点から、出来高払い型サービスより包括報酬型サービス施設の充実が重要と考えるが、その取組は。

② 地域の企業、NPO法人、民生委員、自治会等のインフォーマルサービスの拡大への取組は。

③ コロナ禍で進む高齢者の生活不活発によるフレイル化・健康二次被害の予防の取組は。

(3) 「参加支援事業」について

この事業は「包括的相談支援事業」と「地域づくり事業」をつなぐ事業で、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくりによって、本人の定着支援や受け入れ先支援を行う。本町のこの事業の視点での取組は。

| 質問事項             | 質問要旨  |
|------------------|---|
| 5番 奥野弘佳          |   |
| 1 まちづくりと浸水対策について | <p>第6次総合計画もいよいよ大詰めとなり、来年度から新しいまちづくりが始まろうとしています。</p> <p>第6次総合計画では、今後開発が予定されるいわゆる郊外の高台には住宅地を中心とした開発は行わず、企業用地を中心とした開発とする一方で、鉄道駅を中心とした「コンパクトなまちづくり」を進めるとされ、高台の住宅地に想定されていた人口を既存の市街地や新たな市街地で人口の集約を図るとされています。例えば、祝園駅を中心としたエリアを想定したとき、人口を集約させる場所が浸水想定区域となっており、避難も含め非常に心配するところです。</p> <p>平成24年の集中豪雨により祝園西一丁目が浸水しました。その時の集中豪雨は特別警報が出されるほどの豪雨でありましたが、再びそのような豪雨がないとは言い切れません。</p> <p>新川についてはその後、排水対策がなされ、浸水の可能性は少なくなったものの、新たな市街地の整備に一番重要となるのが浸水対策であると考えられます。</p> <p>そこで次の点について伺います。</p> <p>(1) 駅を中心とした人口を集約させるとは具体的にどのエリアか。</p> <p>(2) 浸水対策について有効な手段をどのように考えているか。</p> <p>(3) 排水対策として排水ポンプ場が設置されているが、現在の能力と将来計画は。</p> |
| 2 道路標示について       | <p>昨年12月会議の一般質問において「昼夜を問わず、運転者が安心して走行するために多くの情報を提供している道路標示ではありますが、自然劣化や直接磨耗などにより視認性や視線誘導等の機能が低下してきています。視認性の低下した道路標示では、交通の安全と円滑化に支障が生じるばかりでなく、交通事故を招く危険性が懸念されるところです。」と質問がありましたが、町内道路における交通の安全と円滑化には、なくてはならない道路標示について、現在の状況などを伺う。</p>   |

| 質問事項                | 質問要旨   |
|---------------------|--|
| 18番                 | 坪井久行   |
| 1 水道の広域化と水道料金問題について | <p>京都府営水道第2次ビジョンの審議過程で、府営水道の抱える課題として、①給水人口と給水量の減少。日本の人口推移は、40年後に3割減少と見込まれており、京都府の府営水供給エリアにおける水需要予測においても、40年後の一日最高給水量は約3割減少との結果である。②水道施設の老朽化。府営水道は昭和39年の宇治浄水場供用開始以降、木津・乙訓浄水場を順次整備・給水してきた。本町でも、学研都市開発が始まった昭和63年から給水開始した。この間、施設の長寿命化を図り更新費用の抑制に努めてきたが、今後、各施設共に老朽化による更新需要の増加は避けられない。③技術職員の減少。府営水では、これまで限られた人員の中で安心・安全な水を供給するための不断の経営努力を重ねてきたが、今後熟練職員の大量退職が見込まれ、深刻な人員不足に直面しており、専門的な知識・技術力をいかに次世代へ継承していくかが課題とされる。</p> <p>府営水道は、このような課題を踏まえて、『10年後のあるべき姿』として、府営水道と受水市町村双方が将来にわたり持続可能な水道事業を継続していくため、「コストとリスクのバランスのとれた適正な施設規模と配置」の実現に向かって、将来の姿について共通認識を持って施設整備や業務の共同化を進めている。</p> <p>そして、そのための長期的な目標と計画として</p> <p>(1) 「広域連携の検討と施設整備の検討と施設整備方針の合意」の具体策として、府内の統合対象施設一覧を示し、その中で、精華町の三つの浄水場を2048年には全廃するとしている。</p> <p>(2) 「経営基盤の強化」のために、①適正な料金水準の維持、②経営統合（企業団等）も含めた経営形態の検討、③業務の共同化・広域化など広域連携の推進、④建設負担水量の調整を挙げている。</p> <p>このような府営水道の三つの課題は共有するとしても、受水市町の自己水の施設を廃止して広域化をめざすやり方には納得できないというのが、住民の素朴な思いであり、住民自治を推進する私たち地方議員の正直な思いである。そこで伺う。</p> <p>(1) 古来、京都南部は美味しく、豊かな地下水に恵まれた地域であり、飲み水としても、米や野菜・果樹などの良質な農産物の水としても活用されてきた。京都の地質学の研究者たちによっても、「京都盆地の地下には琵琶湖級の巨大な湖がある」とい</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p>う画期的な実証・研究がされてきた。府営水の経営のためとはいえ、京都南部住民にとって宝ともいべき地下水の利用を封じるやり方は、断じて承服し難いものである。</p> <p>また、施設の広域化によって、市町の自己水（地下水）を否定して、府営水に一本化することは、災害時における複数水源による共同対応という点でも、住民利益に反する。</p> <p>さらに、業務の共同化によって、各市町の水道行政の中で継承されてきた優秀な技術力が失われ、やがて、今、国が進める民営化と公共の責任の放棄に通ずる懸念がある。</p> <p>町は「現時点では広域化に反対」と表明されているが、このような問題をもつ「広域化」には、将来に渡り反対すべきである。「水道の広域化」について、基本的な見解を伺う。</p> <p>(2) 本町の水道経営計画によると、現状の料金のまま推移すると、令和10年度には基金が枯渇するので、現行の水道料金を1.3倍化、さらに1.5倍化するという2段階の引き上げを計画しているとのことである。こうした水道料金の1.5倍化もの引き上げは、京都府内でも安価な本町水道料金を、府内トップクラスの高料金にするものであり、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」（水道法第1条）という水道理念に反するものであり、到底容認できないものである。こうした大幅な料金引き上げによらない健全な水道経営の改善策を以下伺う。</p> <p>① 空水問題が学研狛田開発によりどの程度改善されるのか。</p> <p>② 住宅開発中心から企業誘致中心に変更する現段階で、工場用・営業用水道料金の設定をすべきではないか。</p> <p>③ 本町の水道ビジョンでは、10年後の人口を34,900人としているが、第6次総合計画では39,000人であり、収支の見直しが必要ではないか。</p> <p>④ 今後の企業の地下水利用増加への規制対策による増収は。</p> <p>⑤ その他、様々な行政努力を検討すべきではないか。</p> |
| <p>2 学校給食費の無償化について</p> | <p>物価高騰と国民生活の悪化が深刻になっている。その中で、教育への公的支出が先進国で最低水準というもとで重い教育費負担が国民にのしかかっている。とりわけ学校給食費の値上げも家計を直撃している。そもそも憲法第26条は義務教育費を無償とすることを定めており、憲法通りの政治を行う責任が国にある。</p> <p>(1) 学校給食費の無償化を国に強く要望すべきではないか。</p> <p>(2) 本町は「こどもを守る町」として、学校給食費の保護者負担に100円単価補助しているが、さらに無償化すべきでないか。</p>   |

| 質問事項                | 質問要旨  |
|---------------------|---|
| 12番 山下 芳一           |   |
| 1 他市町村からの土砂等の搬入について | <p>緑豊かで自然と調和のとれた学研都市精華町の環境を次世代にしっかりと引き継いでいかなければならない。</p> <p>本町には、「精華町環境基本条例」があり、良好な環境保全及び創造のための理念や責務等が記されているが、近年、精華大通りを見ていると土砂等を積載したダンプの往来が顕著で、好ましくない土砂等が本町に運び入れられることを懸念する。</p> <p>「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」（以後、この類の条例を土砂条例と記す）では、3000㎡以上の埋め立て等を行う場合には許可が必要で、一定の規制をかけている。</p> <p>本町に隣接する自治体の土砂条例を見ると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京田辺市では、500㎡以上かつ高さ1mの土地の埋め立て等に対する土砂条例</li> <li>○ 枚方市では、500㎡以上かつ高さ1m以上の埋め立て等に対する土砂条例</li> <li>○ 生駒市では、500㎡以上の土地の埋め立て等に対する土砂条例</li> <li>○ 奈良市では、500㎡以上かつ高さ1m以上の埋め立て等に対する土砂条例</li> </ul> <p>また府内では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宇治田原町では、500㎡以上または総量300㎡以上に対する土砂条例</li> </ul> <p>があり、城陽市や亀岡市等でも土砂条例で規制をかけている。</p> <p>精華町の航空写真を見てみると、土砂等搬入のために森林が伐採された様子も窺われ、対策が必要かつ急務と思う。そこで伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度以降、500㎡以上かつ高さ1m以上の埋め立て（盛り土を含む）等された件数は申請中も含めどれほどか。</li> <li>(2) 定期的に定点での環境調査を行っていると思うが、煤谷川・山田川等の水質の変化は。また、(1)に該当する事例で、本町職員立ち合いのもと試料採取がされ、府の土砂条例埋め立て基準の28項目（カドミウム、シアン、有機リン等）の基準値調査がおこなわれた事例はいかほどか。</li> <li>(3) 本町に隣接する自治体が土砂条例を制定して環境を保持しようとしている現状をどのように本町は分析しているのか。</li> <li>(4) 本町で例えとして、土地所有者が3000㎡未満の田を5mの盛り土をして畑にしようと「田から畑への変更計画書」に添</li> </ol> |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>付書類を添えて提出した場合、原則的な対応はどこがどのようにするのか。また、許可（承認）後、立ち入り検査や環境調査はどうするのか。</p> <p>(5) 近隣の自治体の土砂条例を見ると、条文が「何々しなければならない。」が主となっている。京都府の土砂条例を見ると「何々するように努める。」との表現が多い。</p> <p>奈良市の土砂条例を見ると、環境を守る為の行政としての強い姿勢を感じる。500㎡以上かつ高さ1m以上の埋め立て等に関する規定に加え罰則規定があり、3000㎡以上では更なる追加基準（保証金300万円+400円/㎡、市職員立ち合いの試料採取、定期的な排水水質検査等）がある。</p> <p>このような近隣の土砂条例と京都府の土砂条例を比較して、本町の考えや意見は。</p> <p>(6) 本町が「精華町環境基本条例」にある目的や理念を大切にすれば、早急に精華町土砂条例を制定するべきだと思うが如何か。</p> <p>付記するが、土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立てや盛土、宅地や農地の造成や嵩上げ等に使われ、また、単に投棄、放置され、その結果、土砂の流出や崩壊、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などの問題を引き起こすことが懸念される。砂防法、森林法、宅地造成等規制法等で災害の防止等の観点から一定の規制をかけているが、適用範囲や条件は限定されている。現行法では、土砂等の埋め立て、盛土等に伴う問題に十分対応することができないので、自治体独自に土砂条例を制定する自治体が増えていると理解している。</p> |
| <p>2 小・中学校給食について</p> | <p>9月会議一般質問で、小学校給食費のことを問うと「今年度は、給食費の値上げを考えていない。」との答弁を得た。</p> <p>最近の食料品価格を見てみると、令和4年内に2度、3度と値上げをした食品もあり、各家庭の食事代に大きな打撃を与えている。</p> <p>学校給食への影響も大きく、令和5年度の給食費についても検討されている所だと思う。今、各家庭の所得が増えない中、給食費が値上げされると困る家庭もある。子どもが、2人・3人いる家庭なら尚更厳しくなる。</p> <p>国からの支援の有る無しに関わらず、本町として給食費の据え置きと、中学校給食については当初予定していた給食費での対応を求めるが如何か。</p>  |

| 質問事項                   | 質問要旨  |
|------------------------|---|
| 16番 森元 茂               |   |
| 1 木津川上流浄化センターの利用関係について | <p>地元との覚書「第1次要望回答（平成7年12月8日）について」の一部に「処理場の周囲には、植栽を行い公園的な整備を実施し、地元住民が憩えるように計画するとともに水処理の上部利用については、京都府と精華町が凝議した上、町立体育館を建設する。その他のスポーツ施設・公共施設の建設についても積極的に努力する。」との回答の一部として、今回の上部施設（憩いの広場、50mトラック、全天候型テント張り施設）など、現在完成間近となっていることから、次のことについて伺う。</p> <p>(1) この上部施設は完成しているのか。</p> <p>(2) その利用方法は。</p> <p>(3) 指定管理条件にこの施設は組み入れられているのか。</p> <p>(4) 使用することによる駐車場スペースの考えは。</p> <p>(5) その他のスポーツ施設・公共施設の進捗状況は。</p> |
| 2 災害対策基本法改正について        | <p>頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和3年5月10日「災害対策基本法」が改正され、5月20日から施行されました。</p> <p>避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生したため今般の法改正に至ったものであると認識しています。</p> <p>改正法等の趣旨及び主な内容には、避難勧告・避難指示の一本化等、個別避難計画の作成、災害発生のおそれがある段階における国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等などが掲げられましたが、1年半が立つ現在の状況を伺う。</p>  |
| 3 菅井植田区画整理事業について       | <p>業務代行契約まで至っていると聞かすが、次の項目について伺う。</p> <p>(1) 現在までの進捗状況は。</p> <p>(2) 今後の工程は。</p>   |
| 4 懸垂幕表示について            | <p>現在、庁舎に掲げる懸垂幕の取り扱い方について伺う。</p>  |